

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社フロントライン（以下「甲」という。）と株式会社フロントラインに所属する過半数労働者の代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で接客・販売、その他付随する業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1-1 の「2」及び別表 1-2 の「2」に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 2 年 10 月 20 日職発 1020 第 3 号「令和 3 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1 に定める「令和元年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の「販売店員（百貨店店員を除く。）」とする。

（二）「販売店員（百貨店店員を除く。）」のうち東京都、神奈川県地域の比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大による派遣労働者の雇用への影響を踏まえ、派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的として、令和 3 年度中においては、通達の第 1 の 5 に定める「一般賃金の額（令和 2 年度適用）」を用いるものとする。

ただし、このうち短時間又は有期雇用である対象従業員については、正社員との間で不合理な待遇差が生じることとならないよう留意するものとする。

（三）甲及び乙は、次に定める事業活動を示す指標等の事項を確認し、前号の取扱いを適用するものとする。

イ 甲の直近の令和 3 年 2 月における事業活動を示す指標である売上高が、前年同月と比較して 50% 以上減少していること。

- ロ 東京都、神奈川県地域の「販売店員（百貨店店員を除く。）」の労働者派遣契約数が、別表2のとおり継続して前年を下回っていること、また今後も引き続き需要回復の目途がたたないこと。
- ハ 東京都、神奈川県地域の「販売店員（百貨店店員を除く。）」については、主な派遣先（アパレル企業及び店舗）において、外出自粛等により個人消費者向けの需要が激減し、アパレル販売員の需要が減少。また緊急事態宣言発令による休業または営業時間短縮、外出自粛等の影響から、令和3年度中の感染症の動向によっては、引き続き労働者派遣契約数の減少が見込まれること。

（四）地域調整については、就業地が東京都、神奈川県内が想定されることから、通達別添3に定める東京都、神奈川県内の公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

（五）別表3の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、前項のうち、最も高い指数を持つ東京都の指数により算出するものとする。

第4条 対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

（1）別表1-1及び別表1-2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同等以上であること

（2）別表3の各等級の職務と別表1-1及び別表1-2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：3年

Bランク：1年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、シフト勤務のため、個別派遣労働契約書及び労働条件通知書兼就労条件明示書に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員に対しての退職金は、別表4の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」の一般基本給・賞与等の額に6%を掛けた額よりも高いため原則支給しない。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 対象従業員に対しての賞与は別表3の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」の一般基本給・賞与等の額よりも高いため原則支給しない。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については同格の業務スキルを持つ正社員と同一とし、社員就業規則第1章から第9章までの規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員向け教育訓練計画概要」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

2 甲及び乙の一方は、感染症の影響を踏まえ、協定内容の変更を行う必要があると判断した場合には、有効期間中においても、第3条(二)の規定の変更を申し出ることができる。

3 前項の申し出があった場合には、労使は誠実に協議するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和3年3月25日

株式会社フロントライン 代表取締役
株式会社フロントライン所属過半数労働者の代表

早川 剛 印
山口 愛子 印



別表 1-1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係) 販売店員(百貨店店員を除く。)(令和3年度適用)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 (勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	販売店員(百貨店店員を除く。)	通達に定める賃金構造基本統計調査(令和元年)	1,009	1,179	1,265	1,307	1,380	1,588	1,986
2	地域調整	(東京都)114.5 (令和元年度)	1,156	1,350	1,449	1,497	1,581	1,819	2,274

別表 1-2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係) 販売店員(百貨店店員を除く。)(令和2年度適用)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 (勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	販売店員(百貨店店員を除く。)	通達に定める賃金構造基本統計調査(平成30年)	988	1,146	1,254	1,303	1,371	1,615	2,016
2	地域調整	(東京都)114.1 (平成30年度)	1,128	1,308	1,431	1,487	1,565	1,843	2,301

別表 2 東京都・神奈川県地域の「接客・販売業務」の労働者派遣契約数の動向

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	4~2月 累計(注)
令和2年労働者派遣契約数	2	1	0	6	3	5	5	5	4	8	5	44件
令和元年労働者派遣契約数	9	0	3	5	4	8	15	1	6	9	4	64件
対前年同月比	23%	-	-	120%	75%	63%	34%	500%	67%	89%	125%	69%
令和2年新規労働者派遣契約数	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3	0	8件
令和元年新規労働者派遣契約数	7	0	3	3	4	8	13	1	6	7	4	56件
対前年同月比	-	-	-	67%	75%	-	-	-	-	43%	-	15%

(注)不定期の日雇い派遣の割合が高く、月ごとの契約数が流動的なため4~2月の累計の数値を指標の動向として用いる。

別表 3 対象従業員の基本給の額

(フロントライン所属の従業員の接客・販売業務のうち東京都・神奈川県地域における基本時給)

等級	職務の内容	基本給額 合計額	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払い退職金として6%掛けた額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級販売員・・・想定店長クラス (店舗運営管理・在庫管理・売上計画・予算組)	1,600～		1,497	1,587	3年
Bランク	中級販売員・・・想定副店長クラス (店舗での接客・販売業務・店長代行業務・スタッフマネジメント)	1,450～		1,308	1,387	1年
Cランク	初級販売員・・・想定一般販売補助 (店舗での接客・販売・サッカー業務)	1,200～		1,128	1,195	0年

(備考)

- 第3条(二)の通り、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大による派遣労働者の雇用への影響を踏まえ、派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的として、令和3年度中においては、通達の第1の5に定める「一般賃金の額（令和2年度適用）」を用いるものとする。
- 以上の表の通り、フロントライン所属の販売店員（百貨店店員を除く。）派遣従業員の最低時給が対応する一般の労働者の平均的な賃金の額及び一般の労働者の平均的な賃金の額に前払い退職金として6%掛けた額を足した金額よりも上回っていることを証明する。
- 接客・販売、その他付随する業務の日雇派遣に関しては日雇派遣の例外範囲に該当する者のみへの求人の為、Cランクの時給に別途手当を支給する場合がある。